

平成 28 年保育士試験（後期）「社会的養護」問 10 について

平成 28 年 11 月 2 日

ユーキャン保育士試験合格指導講座

弊社は、選択肢 A の法的根拠について検討しておりました。

その結果、確認により、**弊社は問 10 の模範解答を「解なし」といたします。**

問題の意図として、選択肢 A を × とするものではないかと推察できますが、「秘密保持義務」と明記してある以上、法的な根拠が必要であると判断いたしました。

(模範解答はユーキャン独自の見解に基づいて作成したものであり、実際の正解とは異なる場合があります。あくまでも自己採点の目安としていただき、最終的な可否の判断はしないでください。)

【「社会的養護」問 10】

次の文は、入所型の児童福祉施設の運営管理に関する記述である。

適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 入所児童等に関する情報管理の一環として、児童福祉施設の職員は、退職した職員を除き、利用者である子どもや家族の業務上知り得た秘密を漏らしてはならないという秘密保持義務がある。
- B 入所児童の健康管理の一環として、入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、「学校保健安全法」に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
- C 児童福祉施設の職員の健康管理の一環として、定期的に健康診断を行うとともに、特に入所児童の食事を調理する者に対して綿密な注意を払わなければならない。
- D 職員の人事管理の一環として、必要に応じて精神科医などに相談できる窓口を施設内外に確保するなど、職員のメンタルヘル스에留意する。

【各選択肢の正誤の根拠】

A. ○

児童福祉施設における秘密保持の義務は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(以下「基準」とする)第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項に規定されている。

しかし「基準」第 14 条の 2 第 2 項における 退職者の秘密保持義務規定については、

退職した職員本人に秘密保持義務を課しているとは解釈されない。

ただし、児童福祉施設に勤務する保育士については「児童福祉法」第 18 条の 22 における、保育士ではなくなった後における 秘密保持義務規定が適用される。

選択肢 A の文章では、退職した職員の秘密保持義務を問うものであり、上記の理由により、退職者全員に秘密保持義務があるとはいえない。

<参考>

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」

第14条の2 第1項

児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

第2項

児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

「児童福祉法」

第18条の22

保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなつた後においても、同様とする。

B. ○

「基準」第12条第1項。

C. ○

「基準」第12条第4項を準用。

D. ○

明確な法的根拠はないが、一般的に入所型の児童福祉施設の職員は、要保護児童等をケアしたり、勤務時間が不規則であったり等と、ストレスを抱えやすく、メンタルヘルスに対する対応が必要な場合がある。そのため職員の人事管理者は、職員のメンタルヘルスに留意し、職員がその能力を十分に発揮できるよう努力することが望ましい。

以上の結果、組み合わせに該当する解答がありませんでした。